平成３０年（フ）第１０６号
三重県津市美杉町太郎生3796番地３
債務者　小竹美喜代
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第８１号
三重県員弁郡東員町大字中上1346番地
債務者　日置　隆成
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第５０号
滋賀県犬上郡甲良町大字長寺1339番地23
債務者　堂中　智晶
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第５１号
滋賀県彦根市犬方町861番地18
債務者　内貴　　秀
1　決定年月日時　平成30年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第５３号
滋賀県彦根市平田町970番地５（205号）
債務者　細川志穂菜
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第５９号
滋賀県近江八幡市末広町200番地34　蒲生野改良34号
債務者　清田　信子
1　決定年月日時　平成30年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第６２号
滋賀県彦根市正法寺町53番地28（202号）
債務者　田中　綾乃
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第４５号
鳥取県鳥取市湖山町北６丁目523番地１ジョイタウンＢ－８号、旧住所鳥取県鳥取市湖山町東５丁目565番地３
債務者　奥村　千種
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９１号
鳥取県米子市観音寺新町３丁目９番24号101号、前住所鳥取県米子市米原８丁目12番34号　102号
債務者　角　　和則
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第９２号
鳥取県米子市観音寺新町３丁目９番24号101号、前住所鳥取県米子市米原８丁目12番34号　102号
債務者　角　　真弓
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第３１号
岡山市南区豊浜町２番６号
債務者　川副　景子（旧姓島田）
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１９１号
岡山市東区瀬戸町光明谷263番地１　202、旧住所岡山県倉敷市中庄団地２番１－405号
債務者　片岡真理子（旧姓安延）
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１９２号
岡山市北区青江３丁目12番20号　プレアール青江131
債務者　谷脇　繁憲
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２０６号
岡山市中区清水２丁目２番５号　フォーレスト清水202
債務者　岡本　由美
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３１５号
広島市西区小河内町１丁目４番13号
債務者　藤井　一夫
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３４２号
広島市安佐北区三入１丁目18番13―103号
債務者　橋岡　正悟
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３６１号
広島市安佐南区祇園１丁目29番３―205号
債務者　畦　　晃輔
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
広島地方裁判所民事第４部